

改正

平成2年3月30日規程第3号

平成6年3月24日規程第2号

平成10年4月14日規程第5号

平成11年12月22日規程第6号

平成12年3月31日規程第5号

平成18年3月31日規程第4号

平成19年3月20日規程第1号

平成19年10月1日規程第4号

平成21年3月27日規程第8号

平成23年3月31日規程第1号

平成29年11月30日規程第8号

平成30年3月30日規程第1号

令和2年4月28日規程第9号

令和4年3月31日規程第3号

令和6年2月22日規程第2号

坂出市工事請負等審査委員会規程

坂出市工事請負等審査委員会規程（昭和49年坂出市規程第16号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市長は、工事の請負その他の契約に関し、適正を期するため、坂出市工事請負等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、工事もしくは製造の請負、業務委託または物品の購入、売払いもしくは借入れ（以下「工事等」という。）で、1件130万円以上のもの（ただし、長期継続契約については複数年の総額とし、その額が130万円未満の工事等であっても市長が特に委員会の意見を求める工事等を含むものとする。）に係る次に掲げる事項について審議するものとする。

（1） 契約の締結方法

（2） 制限付き一般競争入札の参加者の資格要件

(3) 指名競争入札の参加者の指名

(4) 変更契約に関する事項

(5) その他施行に関する事項

2 委員会は、別に定めるところにより指名停止について市長から意見を求められた場合に、必要な審議を行い、市長に対し、意見を答申するものとする。

3 委員会は、1件500万円未満の工事等（ただし、物品の購入および売払いは除く。）に係るものについては、第4条の規定により置かれる分科委員会に審議を行わせることができる。

4 委員会または分科委員会において、審査された事項において変更が生じた場合は、変更金額、割合に応じて別表のとおり報告または審査を行うものとする。ただし、緊急を要する場合等においては、市長の判断によるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員若干人をもって組織する。

2 委員長は副市長、副委員長は総務部長をもって充て、委員は技監、政策部長、市民生活部長、健康福祉部長、建設経済部長、出納局長、教育部長、議会事務局長、市立病院事務局長、消防長および財務課長の職にある者をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(分科委員会)

第4条 委員会に、分科委員会を置く。

2 分科委員会は、分科委員長および分科委員をもって組織する。

3 分科委員長に事故があるとき、または分科委員長が欠けたときは、あらかじめ分科委員長の指名する分科委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長（分科委員会にあっては分科委員長）は、会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員長、副委員長および委員の9名以上（分科委員会にあっては5名以上）の出席がなければ会議を開くことができないものとする。

3 会議の議事は、出席した委員（分科委員会にあっては分科委員）の全員一致をもって決するものとする。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を徴することができる。

5 委員長は、署名委員を1名選定し、委員会において審議した事項を、署名委員による署名とと

もに速やかに市長に報告しなければならない。

- 6 分科委員長は、署名委員を1名選定し、分科委員会において審議した事項を、署名委員による署名とともに、委員会に報告するものとする。

(機密性の保持)

第6条 委員会および分科委員会において審議された事項は、その内容をほかに漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会において定める。

付 則

この規程は、昭和63年12月1日から施行する。

付 則 (平成2年3月30日規程第3号)

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

付 則 (平成6年3月24日規程第2号)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年4月14日規程第5号)

この規程は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

付 則 (平成11年12月22日規程第6号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年3月31日規程第5号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年3月31日規程第4号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年3月20日規程第1号抄)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年10月1日規程第4号)

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月27日規程第8号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成23年3月31日規程第1号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成29年11月30日規程第8号）

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

付 則（平成30年3月30日規程第1号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和2年4月28日規程第9号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の坂出市工事請負等審査委員会規程の規定は、令和2年4月1日から適用する。

付 則（令和4年3月31日規程第3号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和6年2月22日規程第2号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

変更予定金額	変更予定割合	審査区分
100万円未満	50%以上の増	報告
100万円以上500万円未満	30%未満の増	報告
	30%以上の増	審査
500万円以上	変更割合を問わず	審査